

重要事項説明書

電気事業法第2条の13に基づき、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。

その他詳細については、当社が別途定める「電力需給約款（低圧）」を必ずご確認ください。

電力需給約款掲載 URL http://www.flex-denki.com/file/legal/terms_tokyo.pdf

| | | | |
|---------|---|-----------|--------------------------------------|
| 小売電気事業者 | 株式会社フレックス 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-31-8 池袋ウエストビル 5F お問い合わせ窓口電話番号 0120-500-112 受付時間平日 10:00～18:00 | | |
| 供給電圧 | 100V / 200V | 請求締日 | 原則検針日の属する月の月末。ただし、末日が営業日でない場合は前営業日 |
| 周波数 | 東日本 50Hz / 西日本 60Hz | 小売供給に係る料金 | 料金メニュー記載の通り。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。 |
| 計量方法 | 一般送配電事業者設置の電力量計により計量 | 契約期間 | 電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降1年目の月末まで |
| 初回事務手数料 | 3,780円（税込） | 自動更新 | 自動更新あり |

■ご契約について

1.当社所定の様式によってお申し込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申し込みを受付することがあります。

2.お申し込み前に、現在ご契約の小売電気事業者との電力需給契約の解約に伴う不利益をご確認ください。

たとえば以下のような不利益が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業にご確認ください。

- ①違約金の発生（複数年契約などの場合） ②ポイント等の失効 ③継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア
④過去の電力使用料に関する照会不可 ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了

3.お客様が次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。

- ①お客様の責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合 ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合 ④その他当社が定める「電力需給約款」の内容に反した場合

4.お客様が以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は15日前までに書面で通知をした上で契約を解除することがあります。

- ①当社の定める支払い期限を経過しても電気料金を支払わない場合
②電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務を支払わない場合等、電力需給約款に違反した場合
③託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合

5.当社は料金改定をすることがあります。料金改定は書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。この変更等に異議のあるお客様は、変更等があった日から30日以内にお申し出いただければ、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。

■供給開始

電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続き完了後当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

■料金の支払い方法・支払日

| | 支払い方法 | 支払日 |
|---|----------|----------------------|
| 1 | クレジットカード | 支払日はカード会社によって異なります。 |
| 2 | 口座振替 | 支払日は原則として毎月27日になります。 |

※当社規定により上記1、2以外のお支払い方法をご指定いただける場合があります。

※当社はおお客様に対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。その場合は譲渡先の規定に準じます。

■スマートメーターへのお取り替え

1.お客様の電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えます。（受給開始後、取り替える場合もございます。）

2.スマートメーターへの取り替えには費用はかかりませんが、取り替えに伴う敷地内機器および設備における工事や修理の費用はお客様のご負担となります。また、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合があります。

■請求金額・使用量の確認

毎月の請求金額・使用量は当社ホームページにてご確認いただけます。

※請求明細の郵送をご希望の場合は、有料で発行いたします。

■契約の期間・更新について

契約の期間は、電力供給契約の成立後、電気の供給開始日以降1年目の日が含まれる月の末日までとします。

ただし、契約期間満了の30日前までに契約終了の意思表示がない場合は、同一条件で自動的に1年間契約が更新され、その後も同様とします。

■違約金

契約期間内に解約となる場合、契約解除料として9,800円（不課税）をお支払いいただきます。

ただし、以下の理由を除きます。

- ①建替により解約する場合で建替後も当社とご契約いただく場合
- ②その他のお客様の責に帰すべからざる事由で解約する場合

お客様が新電力、契約電流または契約容量を新たに設定、または増加された後1年に満たないで本契約を終了する場合で、当社と一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく接続供給に関わる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客様は当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額をお支払いいただきます。

■利用料金について

電気料金は一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき計算します。料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は日割り計算をいたします。

■その他

- 1.お客様が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物などの設備を破損・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- 2.当社の責めに帰すべからざる事由によってお客様が受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

■個人情報の取扱いについて

当社ではお客様の個人情報 {氏名・住所・電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送計約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方法、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約移動年月日、検針日、契約状況、廃止処置方法）等} は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守、点検・交換・停電時・災害時等設備の調査そのほかの託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。また、当社および関連会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務のために適正な管理のもと利用、または当該利用のために委託先等に提供することがあります。

詳細は当社ホームページのプライバシーポリシー（<http://www.flex-denki.com/privacy/>）をご参照下さい。

■クーリング・オフに関するお知らせ

- 1.お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、お申しいただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件でお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客様が書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
- 2.この場合
 - ①お客様は損害賠償および違約金の支払い請求をされることはありません。
 - ②既に引き渡された商品の引き取り費用は当社が負担します。
 - ③お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-31-8 池袋ウエストビル 5F 株式会社フレックス